

農地法第3条の規定に基づく許可申請に必要な添付書類一覧

※ 「原」 …… 原本
 「写」 …… 原本コピー
 「-」 …… 添付不要（拒むものではないので控えとして添付可）

提出部数 …… 申請書 2部 （ 弥富市農業委員会提出用、申請者返却用 ）
 添付書類 1部 （ 弥富市農業委員会提出用 ）
 ※ 返却用(本人控)も必要な場合は2部

提出先 …… 弥富市農業委員会事務局
 〒 498 - 1405 弥富市神戸三丁目25番地 十四山支所 1F 開発部農政課内
 TEL 0567 - 65 - 1111 内線 262 ~ 263

受付時間 …… 開庁日 午前8時30分 ~ 午後5時15分

締切日 …… 毎月5日(土日・祝日の場合は翌日又は翌週の月曜日)

| No | 必要書類 | | 部数 2部 ※ | | 備考 | |
|----|--------------|---|--------------|------|---|---|
| | 書類の内容 | 書類の種類 | 市 | 返 | | |
| 1 | 申請書面 | 許可申請書 | 原 | 原 | 2部ともに押印、契印、捺印、割印が必要 別途様式・記載例あり(ホームページ参照) | |
| | | 委任状 | 原 | 写 | 書士申請の場合は必要(本人申請の場合は不要) | |
| | | 買受適格証明願 | 別途同時申請 | | 競売、公売時に別途必要 | |
| 2 | 申請者に関する書面 | 新規営農参入者に対する聞き取り | 事前面談 | | 新規に農業へ参入する場合、事前面談による営農計画等の聞き取りあり | |
| | | 本人の申述書、後継者の確約書 (譲受人・借人が70歳以上の場合) | 原 | - | 申述書は、健康状態・後継者の有無等高齢でも営農が可能であることについて記述(日付・署名・押印が必要) 確約書も、日付・署名・押印が必要(同一世帯内で、農業従事日数が年間延150日を超える場合は省略可) | |
| | | 身体確認・検査、聞き取り (譲受人・借人が70歳以上の場合) | 窓口にて確認 | | 法令により、営農ができるかどうかの本人に対する身体の確認・検査及び聞き取りあり | |
| | | 親権者を証する書面 | 原 | - | 未成年者の申請の場合 | |
| | | 住民票・戸籍の附票・住所変更証明 | 原 | - | 土地所有者の現住所が、土地登記簿謄本に記載されている住所と異なる場合に必要 住民票記載の前住所でも一致しない場合は戸籍の附票を添付 | |
| | | 遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書 | 1 | - | 相続未登記の場合必要 原本証明必要(日付・署名・押印) | |
| 3 | 申請地に関する書面 | 位置図(付近状況図) | 1 | - | 都市計画図(1/2,500の縮図)又は住宅地図又はそれに代わる縮図を添付 申請地を赤枠等で図示 | |
| | | 公図(地番表示図) | 原 | - | 法務局で発行する最新のものを添付(3ヶ月以内に発行されたもの) 申請地を赤枠等で図示 | |
| | | 土地登記簿謄本(全部事項証明書) | 原 | - | 法務局で発行する最新のもの(3ヶ月以内に発行されたもの)で、登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 | |
| | | 自宅から申請地までの間の経路及び距離が分かる通 作経路図(取得条件=15km及び30分以内) | 1 | - | 都市計画図(1/10,000の縮図)又は住宅地図又はそれに代わる縮図を添付 申請地を赤枠等で図示すること、経路を色で示すこと | |
| | | 所有する全ての農地の位置図 | 1 | - | 都市計画図(1/2,500の縮図)又は住宅地図又はそれに代わる縮図を添付 耕作農地の各箇所を赤枠等で図示(営農計画書の地番ごとに適合させ、番号を付して記載) | |
| | | 地積測量図 | 1 | - | 一筆のうちの一部を対象とする場合(内容によっては分筆後申請) 申請地の面積が登記簿と著しく異なる場合又は申請地の形状が公図上と異なる場合に必要(理由書も必要) | |
| | | 農地法施行規則第10条第1項の規定に該当すること を証する書面 | 1 | - | 単独申請(公売、競売、遺贈その他の単独行為) 実施する旨の公告があったことを証する書面(裁判所や国税庁HPの印刷物、新聞、確定判決書、調停調書等の写し等) | |
| 4 | 申請者の現状に関する書面 | 所有適格 | 登記事項全部証明書 | 原 | - | 法務局で発行する最新のもの(3ヶ月以内に発行されたもの)で、登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 |
| | | | 定款 | 写 | - | 「写」については、原本証明必要(日付、署名・押印) |
| | | | 売買(賃貸借)契約書 | 写 | - | 農地所有適格法人については、所有・賃貸借ともに可 |
| | | 法人 一般 | 新規参入による聞き取り | 事前面談 | | 新規営農参入の場合、事前面談による営農計画等の聞き取りあり |
| | | | 登記事項全部証明書 | 原 | - | 法務局で発行する最新のもの(3ヶ月以内に発行されたもの)で、登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 |
| | | | 定款 | 写 | - | 「写」については、原本証明必要(日付、署名・押印) |
| | | | 損益計算書及び貸借対照表 | 写 | - | 一般法人については、賃貸借のみ可で所有は不可 |
| | | | 解除条件付き賃貸借契約書 | 写 | - | 一般法人の農業参入の諸条件等については、農林水産省HPを参照 |
| | | | 耕作機器・車輛等の資料 | 1 | - | 耕作機器や運搬車両を写した写真及び機械個数や車両台数を記載した資料を添付 |
| | | 農地基本台帳 | | 原 | - | 申請地以外の譲受人・借人等の所有農地の筆数、利用状況(現地確認あり)等を把握するために必要 居住する住所地管轄の農業委員会が証明されたものを添付 |
| 5 | 営農に関する書面 | 営農計画書 | 1 | - | 譲受人・借人の現在の全農地に対する利用状況及びこれから取得する農地の利用計画を記載 全ての農地の位置図及び農地基本台帳と適合させるよう番号を付して記載 | |
| 6 | 利用調整に関する書面 | 関係土地改良区異動届(協議書) | 別機関で手続き | | 用紙取得や手続きは、申請地を管轄する関係土地改良区と直接行うこと | |
| | | 利用権等に係る解約の届出 | 別途申請前届出 | | 使用貸借・賃借・農地法第18条(耕作権)・農地中間管理事業・農地利用集積円滑化事業等による設定中の権利を解約・解除しなければならない場合に別途届出が必要(窓口にて用紙取得及び事前打合せ必要) | |
| | | その他農業委員会が必要と認める書類 | 随時 | - | 随時必要とするものを添付 | |